第3期まつやま圏域未来共創ビジョン策定支援業務委託仕様書

本仕様書は、松山市(以下「甲」という。)が委託する「第3期まつやま圏域未来共創ビジョン策定支援業務委託」に関して必要な事項を定めるとともに受託者(以下、「乙」という。)が履行しなければならない事項を定めるものとする。

1. 委託業務名

第3期まつやま圏域未来共創ビジョン策定支援業務委託

2. 目的

本業務は、連携中枢都市である本市を中心とした松山圏域(松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町)がコンパクト化とネットワーク化により、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」に取り組み、一体的かつ持続的に発展するため、圏域全体を対象とした各種基礎調査分析による圏域の強み・弱みといった地域特性や連携可能性分野の抽出などを踏まえ、圏域の将来像や基本的な方向性などを盛り込んだ「第3期まつやま圏域未来共創ビジョン」(以下、「ビジョン」という。)を策定することを目的とする。

3. 適用基準等

本業務の履行に当たっては、本仕様書のほか、契約規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。

4. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日 (ただし、成果品の個別の納期については、別途指示する。)

5. 業務の概要

(1) 対象地域

松山圏域(愛媛県松山市、愛媛県伊予市、愛媛県東温市、愛媛県上浮穴郡久万高原町、 愛媛県伊予郡松前町、愛媛県伊予郡砥部町の全域)

(2) 業務内容

本業務の内容は概ね以下のとおりとする。

- ① 第2期ビジョンの振り返り第2期ビジョンで得られた成果と今後の課題について整理する。
- ② 松山圏域(以下「圏域」という)の基礎調査

圏域の人口、経済・産業、都市機能、生活関連機能等に関する諸データを収集・整理 し明らかとなった圏域の強みや課題等を踏まえた圏域の中長期的な将来像を提案し、将 来像に向けて必要な具体的取組を提案する。

(ア) 圏域の人口、経済・産業、都市機能、生活関連機能等に関する諸データの収集・ 整理

調査項目は以下に例示するが、圏域の特徴を示すことができる項目などがあれば、 自由に提案を求める。

<調査項目例>

圏域の概要、将来推計人口、各種人口統計、産業別事業所数・就業者構造・雇用 状況、域内総生産、製造品出荷額、付加価値額、有効求人倍率、小売販売額、観光 客数、観光資源、特産品、大学、医療・福祉施設、公共交通、道路橋梁、上下水道、 水産基盤、教育・文化・スポーツ施設などの公共ストック、公共交通、医療・福祉、 地域振興、防災対策、産業振興、環境対策、税制、地方財政

特に公共交通については、圏域内の路線の状況を一覧できるページを設けること を必須とする。

(イ) 圏域の中長期的な将来像の提案

圏域の人口、高齢化率、行政需要、経営資源等の将来予測を行うとともに、連携 市町の人口ビジョン等を基に、圏域の中長期的な将来像を提案する。

(ウ) 将来像に向けて必要な具体的取組の提案 第2期ビジョンの取組を踏まえて提案すること。

③ アンケート調査の実施

満18歳以上の圏域男女住民2000人を対象に、圏域に対する住民の意識や評価、生活の実態等を把握するため、アンケート調査を実施し、集計・分析する。

- ・アンケート項目は20問程度とし、内容については甲と乙が協議の上、決定する。
- ・配布は郵送方式、回答は郵送及びWEB方式で実施する。
- ・WEBページはパソコンのほか、スマートフォン、タブレット端末からも回答できるように対応すること。
- ・WEBページでの回答に当たっては、回答途中で一時保存ができる機能を整備しておくこと。
- ・調査票、封筒及び返信用封筒の作成、印刷、封入封縅、宛名ラベルの貼付及び発送。 ただし、調査票の回収先は甲とする。
- 督促状の作成、発送等
- ・調査に要する郵送料は乙の負担とするが、甲が乙へ送付等する場合の費用は甲の負担とする。
- ・調査票等の発送に係る宛名シールは甲が用意する。
- ・調査結果の集計、分析

④ ビジョン(概要版を含む)の作成

上記①②を踏まえ、ビジョンを作成する。

(ア) 関係会議等の運営支援

ビジョン作成に関して甲が主催する松山圏域活性化戦略会議、松山圏域連携協議

会、幹事会等(以下「関係会議等」という。)に乙は原則同席するものとし、関係会議等で使用する資料及び会議概要を作成する。開催頻度は、戦略会議及び協議会は年各1回、幹事会等は年3回を予定している。

(イ) パブリックコメント実施の支援

パブリックコメントを実施する際に使用する資料を作成し、甲に提出された意見の整理及び回答案の作成を行う。

(ウ) ビジョンの印刷製本

ビジョンの内容を市民等に広く周知するための冊子の企画構成、図表・グラフ等の作成、構成、データ作成、印刷製本等納品を行う。視覚的に分かりやすく、 ユニバーサルデザインに配慮したものとすること。

⑤ その他関連業務

(ア) 利用するデータについて

基礎調査などに使用するデータは、原則公開されたオープンデータを用いることとし、出典元やデータの加工過程は甲と共有することとする。

(イ) 関係機関等との連絡調整

ビジョン策定に当たって有益な知見・情報等の提供が可能な関係機関や個人と の連絡調整を行うこととする。

⑥ 自由提案

以下の例を参考に、自由提案をすること。

<自由提案例>

圏域の自治体が連携することが必然となる歴史や象徴、ストーリー、課題

圏域の特徴となるようなセールスポイント

他圏域の先進事例や特色のある取組の紹介

他圏域との連携の可能性

全国の圏域間の比較や圏域ごとの特徴

実人口だけでなく、交流人口や関係人口の評価

松山圏域内での3市3町の相対的な強み弱みの整理と活かし方

圏域における二地域居住の可能性

自治体単位ではなく圏域で活動する外部プレイヤーの活用の可能性

(地域おこし協力隊等。個人・法人を問わない。)

6. ビジョン策定スケジュール

令和7年12月 ビジョン案作成

令和8年 1月 パブリックコメントの実施

3月 策定・公表

7. 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。なお、納品は可能な限り電子データ(Microsoft

OfficeWord 又は Excel 形式)とし、納品する媒体は、甲と乙が協議し決定する。業務完了後の業務報告書は令和8年3月31日までの提出とするが、協議録など甲が指定する業務が終了した際には、その都度速やかに提出するものとする。

- (1)業務報告書 1部
- (2) 基礎調査資料 1部
- (3) ビジョン (冊子) (A4サイズ縦) 400部
- (4) ビジョン概要版 (冊子) (A4サイズ縦) 2,000部
- (5) ビジョン説明会用プレゼン資料 (10~20ページ程度) 1部
- (6)アンケート結果報告書 1部
- (7)各種会議の協議録 一式
- (8) その他必要資料 一式
- (9) 上記成果品の電子データ 一式

8. 成果品の帰属等

本業務で履行した内容は、すべて甲に帰属するものとする。乙は成果品又は収集した資料を善良な管理の下5年間保存し、甲の承諾なく他に公表し、貸与し、又は使用させてはならない。

9. 資料の貸与

- (1) 乙が本業務を遂行する過程で必要とする甲の資料及び備品等(以下「備品等」という。) は 無償で乙に貸与するものとする。
- (2) 乙は、本業務が終了した場合、その他合理的な理由により甲が返却を要求した場合貸与された備品等を速やかに甲に返却するものとする。
- (3) 乙は、貸与された甲の備品等の取り扱いについては、善良な管理者としての注意を払わなければならないものとする。

10. 再委託等の制限

乙は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、業務の一部 を再委託若しくは請負わせる場合において、あらかじめ書面にて報告し、甲の承諾を得たと きは、この限りではない。

11. 機密の保持

乙は、本業務において知り得た情報について、他に漏洩又は引用してはならない。なお、本業務が終了し又は締結した契約が解除された後も同様とする。

12. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、松山市個人情報保護条例を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

13. 業務責任者

本業務の円滑な進捗を図るため、乙は、あらかじめ本業務を実施する従事員及び責任者を選任し、その氏名等を甲に通知するものとし、当該従事員等を交替させる場合も同様とする。 責任者は、乙の代理人として本業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとする。

14. 疑義

本仕様書に定めのない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙双方で誠意をもって協議を行うこととする。

15. 提案に当たり最低限踏まえておく資料

提案時には以下の最新の資料を確認しておくこと

- (1)連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日(総行市第200号)制定)
- (2)連携中枢都市圏構想推進のための地方財政措置(平成28年4月1日事務連絡)
- (3)連携中枢都市圏における成果指標 (KPI) の設定等に関する基本的な考え方等について(通知)(総行市第37号)
- (4)複数団体による公共施設の集約化等に係る取組の推進について(通知)(令和7年 1月23日 総行市第8号 総行応第18号 総財務第6号)
- (5)国の動向(地方制度調査会答申など)
- (6)松山圏域活性化戦略会議 規約(平成27年8月28日施行)●
- (7)松山圏域連携協議会 規約(平成27年8月28日施行)●
- (8)本市と連携市町との連携協約書 ●
- (9)第7次松山市総合計画 ●
- (10)全国で策定された連携中枢都市圏ビジョン(現時点で37圏域分)
- (11) 広島広域都市圏と松山圏域との相互連携に関する協定書★

★:甲が提供する

●:本市ホームページに掲載あり